

中之条町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中之条町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第3条に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「告示」という。）別紙様式第3号(4)により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 町長は、前条の申請があった場合においては、当該申請をした者について指定事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 町長は、規定により審査した結果、指定事業者の指定を行うときは、当該申請をした者に事業者指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(指定の拒否)

第4条 前条に規定する指定事業者の指定については当該事業者を指定することにより、中之条町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し、支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第5条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては告示別紙様式第3号(1)による変更届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては告示別紙様式第3号(3)による廃止・休止届出書により、それぞれ行うものとする。

2 事業の再開に係るものにあつては告示別紙様式第3号(2)による再開届出書により行うものとする。

3 指定の申請事項の変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(指定の更新の届出)

第6条 法第115条の45の6の規定による指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。指定の更新の申請は、告示別紙様式第3号(5)による指定更新申請書により行うものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第7条 町長は、前6条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、群馬県、群馬県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、これを提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 役員の氏名、生年月日及び住所

(9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(10) その他町長が適当と認める事項

(委任)

第8条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。

様式

様式第1号（第3条関係）

中住発第 号
年 月 日

申請者法人名

代表者職名 代表者氏名 様

中之条町長

第1号事業所の指定通知について

申請のありました介護保険法第115条の45の3第1項及び同法115条の45の5第1項に規定する地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）第1号事業者について、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定年月日
- 2 事業者の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 事業所の所在地
- 6 サービスの種類 総合事業 第1号
- 7 介護保険事業所番号
- 8 指定の有効期限